

知っていますか？

一般競争(指名競争)参加資格 「役務の提供等」

事務局

国及び地方公共団体が発注する工事、業務等に係る入札に参加するためには、それぞれの発注者が定める一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格を有している必要があります。

補償コンサルタントの皆さんが、国土交通省などの用地調査等業務の入札に参加するためには、「補償コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることが必要とされていることは、今更申し上げるまでもありません。

東日本大震災の復旧、復興関連事業で、今後、国土交通省や他省庁から様々な補償コンサルタント業務と同種あるいは類似の業務の発注が考えられますが、業務によっては競争の参加資格要件として、「役務の提供等」の競争参加資格の保有を求められることが考えられます。

昨年の11月に国土交通本省から、「宮城県における復興円滑化のための土地の所有者情報の調査業務」が公示されました(この他、岩手県、福島県に係る同業務等が別件として公示)。

ちなみに、当該業務の企画競争参加資格要件は、「平成22・23・24年度国土交通本省一般競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。」とされました。

「役務の提供等」の具体的な登録の方法等につきましては、地方整備局をはじめ国の機関の担当部署に照会してみてください。

なお、総務省のホームページの申請・手続の統一資格審査申請・調達情報検索サイトでは、インターネット等による申請も可能です。